

REPORT

USPTOによる2012年10月1日付け特許料金引き上げ予定案

2012年5月14日

本日、米国特許商標庁(USPTO)は、消費者物価指数(CPI)の変動を反映して、2012年10月1日付けで特定の特許料金の調節を示す規則変更案を発行しました。全体的に、料金は約2.9%の引き上げとなります。実際の調整は、最終規則施行の際に労働長官が発表するCPIの最新の年間引き上げに基づき行われます。添付の表には、現行手数料と10月1日付けで変更となると思われる新規手数料が掲載されています。

上記のインフレーションに基づく料金引き上げ予定案は、USPTOが米国発明法(AIA)のセクション10により与えられた料金設定権限を利用して料金引き上げを行う予定であることを説明した2012年2月9日付けスペシャルレポート中の料金引き上げ案に関連していません。USPTOは、AIAに基づく料金設定権限による特許料金の大多数は、2013年3月に発効となると見込んでいます。

少なくとも、10月1日付けの2.9%の料金引き上げを含む添付の改正料金表に基づき、今後の対策を検討されますことをお勧めします。また、2012年2月9日付けスペシャルレポート中の料金の著しい引き上げ案が、変更となる可能性があるというものの、2013年3月に発効となると思われる特許料金の著しい引き上げを見込んで今後の対策を検討される方が賢明に思われます。

この件に関して今後も監視しつづけ、変更等がありましたらお知らせします。

* * * * *

*Oloff & Berridge, PLC*は、米国バージニア州アレキサンドリア市を拠点とする知的財産法律事務所です。当事務所は、特許、著作権、商標、独占禁止法、訴訟を専門としており、世界で幅広く活躍する大企業から小規模の個人経営会社、大学、個人事業家を含む、多くの幅広い国内外のクライアントの代理人を務めています。

このスペシャルレポートは、今日重要性の高い法的論点に関する情報を提供することを意図とするものであり、法的アドバイスを提供するものでもなければ、*Oloff & Berridge, PLC*の法的見解を構成するものでもありません。このスペシャルレポートの読者が、この中に含まれる情報に基づいて、行動を起こす場合には、専門弁護士にご相談ください。

詳しくは、Tel(703) 836-6400、Fax(703) 836-2787、email@oliff.com、又は277 South Washington Street, Suite 500, Alexandria, Virginia 22314, USAまでお問い合わせください。当事務所に関する情報は、ウェブサイトwww.oliff.comにおいてもご覧いただけます。

米国特許商標庁による料金引き上げ予定案

(小事業体手数料が適応される際には、その旨が()内に記載されている)

| 手数料別 | 現行手数料 | 新規手数料 |
|--|-------------------|-------------------|
| 仮特許出願手数料: | | |
| 出願手数料 | 250 (125) | 260 (130) |
| 実用特許出願手数料: | | |
| 基本手数料 | 380 (190) | 390 (195)* |
| 調査費 | 620 (310) | 620 (310) |
| 審査費 | 250 (125) | 260 (130) |
| 実用特許出願手数料総額 | 1250 (625) | 1270 (635) |
| PCT国内移行出願手数料: | | |
| 基本手数料 | 380 (190) | 390 (195) |
| 調査費(欧州特許庁もしくは日本特許庁調査報告書を添付) | 620 (310) | 620 (310) |
| 審査費 | 250 (125) | 260 (130) |
| PCT国内移行出願手数料総額 | 1250 (625) | 1270 (635) |
| 意匠特許出願手数料: | | |
| 基本手数料 | 250 (125) | 260 (130) |
| 調査費 | 120 (60) | 120 (60) |
| 審査費 | 160 (80) | 160 (80) |
| 意匠特許出願手数料総額 | 530 (265) | 540 (270) |
| 植物特許出願手数料: | | |
| 基本手数料 | 250 (125) | 260 (130) |
| 調査費 | 380 (190) | 380 (190) |
| 審査費 | 200 (100) | 210 (105) |
| 植物特許出願手数料総額 | 830 (415) | 850 (425) |
| 再発行特許出願手数料: | | |
| 基本手数料 | 380 (190) | 390 (195) |
| 調査費 | 620 (310) | 620 (310) |
| 審査費 | 750 (375) | 770 (385) |
| 再発行特許出願手数料総額 | 1750 (875) | 1810 (905) |
| ページ数が100枚を超える出願:** ページ数が50枚ごとに増加の場合 | 310 (155) | 320 (160) |

* 電子出願利用の小事業体は、98ドルの料金対象となる。

** ページ数が100枚(電子出願の際には125枚)を超える明細書および図面を含む出願。電子出願に含まれるDNA等の配列決定リストもしくは電子出願に含まれるコンピュータープログラムリストがある場合、そのリストはその100枚もしくは125枚の枚数から除く。

| 手数料別 | 現行手数料 | 新規手数料 |
|-----------------------------|-------------|-------------|
| 請求項数超過料金: | | |
| 独立請求項数が3を超えた場合 - 1つの請求項につき | 250 (125) | 260 (130) |
| 独立請求項数が20を超えた場合 - 1つの請求項につき | 60 (30) | 62 (31) |
| 複合従属項 - 1つの出願につき | 450 (225) | 460 (230) |
| 発行手数料: | | |
| 実用発行手数料 | 1740 (870) | 1790 (895) |
| 意匠発行手数料 | 990 (495) | 1020 (510) |
| 植物発行手数料 | 1370 (685) | 1410 (705) |
| 審判手数料: | | |
| 審判通知書手数料 | 620 (310) | 640 (320) |
| 審判概要書面(Appeal Brief)手数料 | 620 (310) | 640 (320) |
| 口頭ヒアリング申請手数料 | 1240 (620) | 1280 (640) |
| 回復手数料: | | |
| 不故意に放棄された出願の回復申請 | 1860 (930) | 1910 (955) |
| 回避不可能に放棄された出願の回復申請 | 620 (310) | 640 (320) |
| 延長料金: | | |
| 1ヶ月以内の対応延長 | 150 (75) | 150 (75) |
| 2ヶ月以内の対応延長 | 560 (280) | 580 (290) |
| 3ヶ月以内の対応延長 | 1270 (635) | 1310 (655) |
| 4ヶ月以内の対応延長 | 1980 (990) | 2040 (1020) |
| 5ヶ月以内の対応延長 | 2690 (1345) | 2770 (1385) |
| 特許維持費: | | |
| 維持費 - 3.5年間有効 | 1130 (565) | 1160 (580) |
| 維持費 - 7.5年間有効 | 2850 (1425) | 2930 (1465) |
| 維持費 - 11.5年間有効 | 4730 (2365) | 4870 (2435) |